

英語冠詞再訪

高橋直彦

0. 摘要

本稿では、英語の冠詞の（形態）音韻上・音声上のふるまいをトピックとし、那須川（2010）の提唱する「変更規則方式」による説明（1節）よりも、高橋（2000, 2009）の提唱する「ひな形方式」による説明（2節）の方が妥当性を有することを主張する⁽¹⁾。

結論は以下の諸点にまとめられる（参照の便宜上、那須川（2010）=N案、高橋（2000, 2009）=T案とする）。（14）のまとめも参照。

- (0) a. N案は、共時態に変更規則を援用することによって通時態の共時態への持ち込みという形の理論的誤謬を犯している。これに対してT案は、変更規則は通時態、指定規則は共時態にそれぞれ所属するという形で通時態と共時態とを峻別することにより、この問題が回避可能となっている⁽²⁾。
- b. N案は、出力レベルを1つしか想定しないという因子分解上の誤謬を犯している⁽³⁾。これに対してT案は、相対的に抽象度の高い「（形態）音韻レベル」と相対的に抽象度の低い「音声実現レベル（Phonetic Implementation）」との役割分担を想定するという形の因子分解を行うことで、レジスター・発話速度の違いによる揺

(1) 筆者は、1988年に「ひな形（照合）方式（TM方式）」という枠組を提唱し、以来、これに依拠しつつ音韻研究を遂行してきている。この枠組の骨子は、構造主義（IA方式＝異形態方式）・生成文法（IP方式＝変更規則方式）双方の難点を回避し、利点を活かす点にある。（(1)の「英語の複数形」に対する説明力の違いを参照されたい。また、「sign～signatureの交替」のムービー（簡略版）<<http://raspberrys.jp/sign.html>>、「日本語の動詞の活用」のムービー（簡略版）<<http://raspberrys.jp/kaku.html>>、他の部門への応用の例として「英語の受け身文の分析」のムービー<<http://raspberrys.jp/np.html>>も参照されたい。）

(2) ここでは便宜上「通時態」「共時態」という伝統的な術語を用いたが、ひな形方式では、正式には、従来の概念に代わるものとして「文法間規則」「文法内規則」という概念を援用する。（2）の図参照。「文法間規則」は「従来の通時態＋獲得過程の各段階の文法間の関係」、「文法内規則」は「従来の共時態＋獲得過程の各段階の文法内の出力関係」、をそれぞれ表す。従って、本文の言い方をもう少し厳密な形で言い換えるなら次のようになる。「T案は、変更規則（＝書き換え規則 changing processes）は文法間規則のレベル、指定規則（template-matching filling-in processes）は文法内規則のレベルにそれぞれ所属するという形で文法間規則と文法内規則とを峻別する。」（高橋（1990, 1992, 1996a, b））

(3) この誤謬は、主として最適性理論（Optimality Theory）の出現に負うものである。OTでは、出力レベルを1つしか想定しないことを理論上の利点とさしているが、この枠組の抱える根本的な問題点に関しては、高橋（1995, 2000）を参照されたい。

れを把握し、また、一部「異形態」を認めることで、「通常形」と「引用形 (citation form)」との区別立てを把握することが可能となっている。

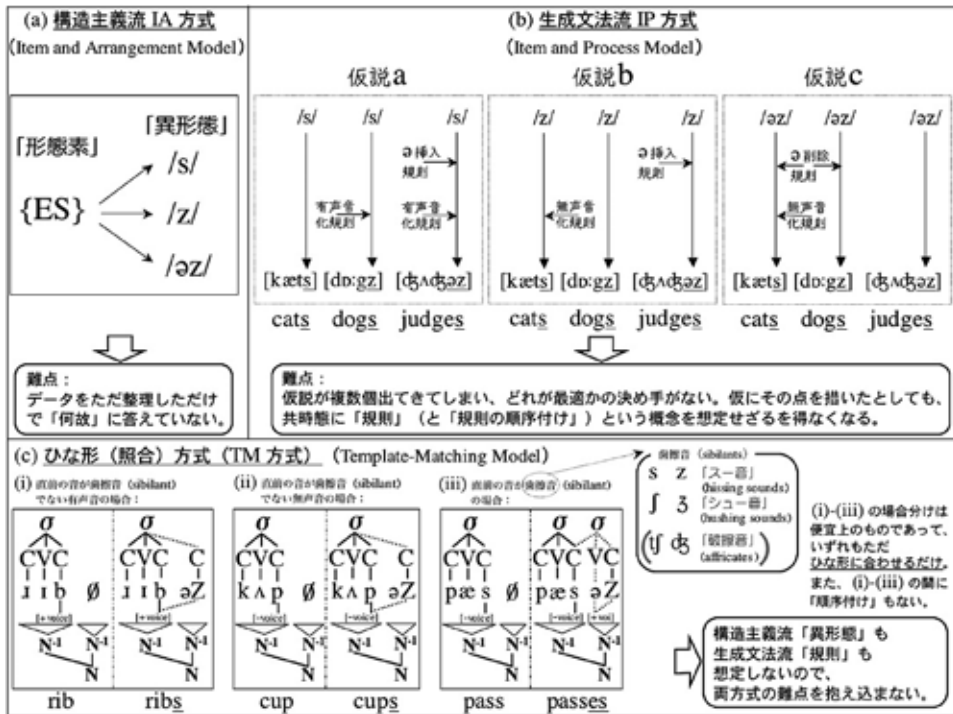
- c. N 案は T 案の立場を「Archangeli 流の Underspecification 理論と同軸」と断ずる。しかしこれはまさしく誤解である。T 案のいう Underspecification は、Contrastive Underspecification と Radial Underspecification と異なる立場である。T 案では、「Underspecification という道具立てを援用することの意味合いは、他でもなく、この概念の導入によって、通時態（文法間規則）の共時態（文法内規則）への持ち込みが回避可能となる（＝共時態（文法内規則）に変更規則を想定せずに済むことになる）という点にこそある」と見る。ところが、CU も RU も、一方では Underspecification という道具立てをせっかく援用しておきながら、他方では共時態（文法内規則）に変更規則をも同時に持ち込んでしまっているという形の理論的誤謬を犯している。この意味で、CU、RU 両枠組共にこの Underspecification という概念の真の意味合いを理解してはいない、非現実的な (unfeasible) 枠組である⁽⁴⁾。
- d. 上記 b, c とも関わるが、N 案は T 案に対し「現行ではそのような想定事項は流行らない」式のコメントをししば加える。即ち、N 案は「科学的理論は時代と共に直線的に進展する」という素朴な科学観に立脚している。これに対して T 案は、「科学的理論が直線的に進展する保証はどこにもない」⁽⁵⁾「科学は流行ではなく、妥当性に基づいて判定される」という本来立つべき科学観に立脚している。
- e. 上記 a, c とも関わるが、(N 案も含めた) IP 方式 (= 変更規則方式) に対して、(T 案も含めた) TM 方式では文法内規則のレベルで変更規則は原理的に禁じられる。これを保証するのが「非弁別性原理 (Nondistinctness Principle)」(筆者が現在温めている論考で詳述) である。この原理の趣旨は「基底形と実現形は弁別的 (distinct) であってはならない」というものであり、この原理のお陰で文法内規則には冗余曲折を含意する変更規則は混入せず、構造を指定してゆく指定規則 (template-

(4) CU、RU 両枠組の主張 (Archangeli (1984, 1988), Archangeli & Pulleyblank (1989), Mohanan (1991), Itô, Mester & Padgett (1995), Steriade (1995)) がどこまで行っても水掛け論に終始するのは、他でもなくこの点に関する認識が欠落しているからである。高橋 (1995) 参照。なお、素性設定の手順に関して言うなら、Pairwise Algorithm (Archangeli (1988)) に対して Dresher (2008) は The Successive Division Algorithm の優位性を主張するが、TM 方式では PA も SDA も不十分と見做す。PA も SDA も視点が「音体系」止まりで「形態音韻体系」に対する考察が不十分であり、かつ、そもそも文法内規則に変更規則を禁ずるという視点が欠けているからである。なお、マイナーな点ではあるが、Underspecification の訳語として、筆者は、一般に流布している (否定的なイメージを喚起しかねない) 「不完全指定」ではなく、「最少指定」「必要最小限指定」という訳語を当てる。(因みに「必要最小限指定」の「必要」という条項も鍵となる。(11) の分析での「deep ~ depth の CV-tier 上の 2 番目の C」対「cone ~ conic の CV-tier 上の 2 番目の X」という相違参照。前者が C なのは「基底から表層まで子音だから」である。こうしたケースでは C と分析するのが最も無駄がないのである。)

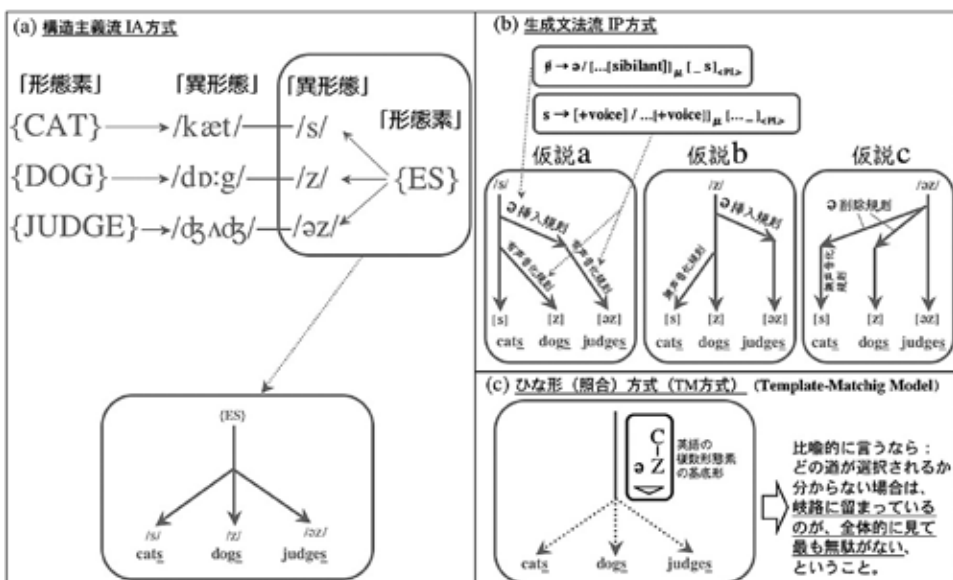
(5) Cf. “Knowledge often progresses in a spiral, turning a full circle, but never going back to the same point” Mohanan (1986 : 3). また、Dresher (2009) の pp. 4-5 にまたがるパラグラフも参照のこと。

matching filling-in processes) のみが許容されることになる。この点は図 (14) を参照頂ければ、直感的に感得可能な筈である。

(1)



↑上の3方式を別の観点から図式化するなら以下のようなになる。↓



(2) <<http://rasberries.jp/2.html>> にカラー版をアップしたので参照されたい。

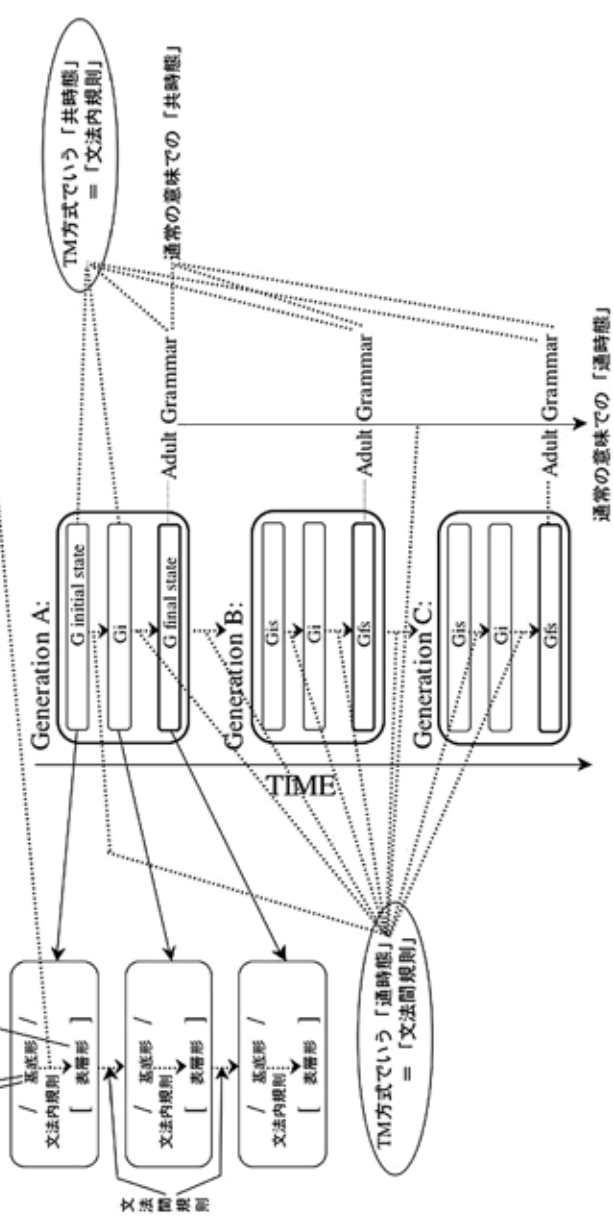
TM方式における理論構築・文法評価の際の作業原則 (高橋 (1995) の (28) と基本的に同じであるが、術語のみ一部変えてある。)

- i. 通時態 (=「文法内規則」) と共時態 (=「文法内規則」) とは峻別せねばならない。
- 通時態 (=「文法内規則」) は基本的に「変更規則」を用いて規定されIP方式がなじむが、共時態 (=「文法内規則」) はIP方式はなじまない。即ち、共時態系 (=「文法内規則」) 内の一般論述としてはIP方式系に「変更規則」を含んではならない。
- ii. 共時態系 (=「文法内規則」) は一見IA方式がなじむように見えるが、それは表面的なデータの整理の上でのことで、データを説明するためには、IA方式系に「異形態」を無原則に設定してはならない。即ち、特例 (自) の原則が保持できない場合を除き、「一つの意味に一つの形式」という原則を堅持せねばならない。

上の作業原則を実行可能なものとするため、次のようなもう少し具体的な作業原則を設定する。

- iii. i) の原則に則り共時態系内に変更規則 (=「書き換え規則」) を含まないようにするために、次の3つの原則を立てる。
 - a. 基底形に記載する情報は最少 (minimal) でなければならぬ。
 - b. 音韻構造 (素性階層構造・音節構造等) の「ひな形」がUGレベルと個別文法レベルで規定される。
 - c. 基底形から基層形を導く派生の引き金として、Avoid Void (=AV) (「空白を避けよ」) =MATCH (「照合せよ」) という原理がUGレベルで想定される。これは「基底形をひな形に突合せよ。そして、ひな形に合致させるべく基底形の空白部分を避けよ (埋めよ)」という要請である。この原理のパラメーターの値が個別文法レベルで一定に組合わされて出来た操作群が、いわゆる個別文法レベルでの規則であるが、これは「指定規則」であって「変更規則」 (=「書き換え規則」) ではない。

ひな形方式では、基本的に、こうしたひな形照合操作 (template-matching processes) の総体が派生 (derivation) の総体ではないと考える。



1. 那須川 (2010) = N 案

本節では、英語の冠詞の（形態）音韻上・音声上のふるまいに関する説明方式として、那須川 (2010) の立場 = N 案を概観しながら、その問題点を指摘する (①-④)。

① (0b) の問題点から見てゆく。N 案は、まず、冠詞の発音と強勢との関係を以下のように一覧にする。

(3)

	<i>Strong forms</i>	<i>Weak forms</i>
a	eɪ I didn't say a man, —I said the man.	ə a pound a day
an	æn Yoy should use "the" here instead of "an".	ən have an apple
the	ði:, ðɪ I didn't say a man, —I said the man.	ði, ðə, ð the enemy the more the merrier

この包括的なまとめ自体には基本的には問題はない。しかしながら、因子分解という観点から見て、このまとめには留意すべき点がある。その点を筆者は次のような形で質した。

(4) 「強形と弱形の交替は生起レベル自体が異なるのではないか。即ち、弱形が通常形であるのに対し⁽⁶⁾、強形は「引用形」であって、メタのレベルが異なるのではないか。例文中の引用符もそのことを物語っている。メタのレベルが異なる以上、両者は十把一絡げに扱うべきものではなく、どこかで別扱いすべきものであろう。強形は、この場合にはむしろ「異形態」と見做した方が妥当ではないか⁽⁷⁾。逆に、弱形でも the [ð] の場

(6) 不定冠詞・定冠詞共に通常の発音はいわゆる弱形の「後接語 (proclitic)」である。

(7) 誤解のないように敢えて付言しておくが、筆者は註(1)で触れたように、構造主義 (異形態方式)・生成文法 (変更規則方式) 双方の難点を回避する枠組を想定してはいるものの、「異形態」をデータによっては一部認めざるを得ないものと考えている。「無原則な異形態の設定」を否定しているだけである。(この点は、後程 (4. 補説および註(22))、フランス語の冠詞の分析の際にも触れる。) これに対して、「変更規則」は文法内規則のレベルでは原理上禁止されると見る。こちらの方が「罪が重い (fatal)」のである (cf. 図(2))。例えば、Hansson (2010: 15 fn 7) は、[(ia)] に関して「In the diagram in [(ia)], X_k is shown as having its own feature specification ([G]) on the relevant tier, which gets eliminated (delinked) as part of the spreading process. This is by no means necessary; the harmony in question might just well be a 'feature-filling' operation, if target elements (X_k) can be assumed to lack specifications on the [F]/[G]/[H] tier.」と述べている (ただし、Hansson 自身の子音調和の分析は OT の枠組で「一致」という概念を援用する) のであるが、

合は、レジスター and/or 発話速度の違いによる揺れであって、これも通常形を司る因子とは別の因子によって説明すべきものではないか。例えば、相対的に抽象度の低い「音声実現レベル」で扱うべきものと考えられるがいかか

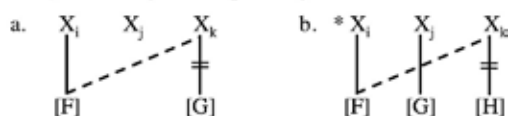
これに対する那須川氏の解答は、以下のとおりである。

- (5) 「現行の枠組ではかつての「音声実現レベル」といったような想定事項は流行らない。現行の理論は出力レベルを 1 つしか想定しない」(註(3) 参照。)

しかしながら、(0d) でも述べたように、科学の理論はそもそも、流行り廃りで片づけるべきものではない筈である。もちろん筆者も、一般論としてなら、現象を可能な限り一つの統一的な因子で括って説明しようとする志向自体を否定するものではない。しかしながら、要はケースバイケースである。むしろ、異なった因子が司っていると見做した方が最終的に各因子内の記述が統一的で簡潔になることが判明すると見込まれる事例の場合は因子分解をした方が現象をよりよく把捉できる、といった可能性を初めから排除すべきではない。いずれにせよ、どちらを志向するかは、経験科学である以上、考察対象であるデータとの兼ね合いで突き止めるべき性質のものであって、少なくとも、ア priori に決まっているといった性質のものではない。いま問題にしているケースは、因子分解をした方が本質を捉えられるケースと考える⁽⁸⁾。

[(i)]

Harmony as autosegmental spreading:

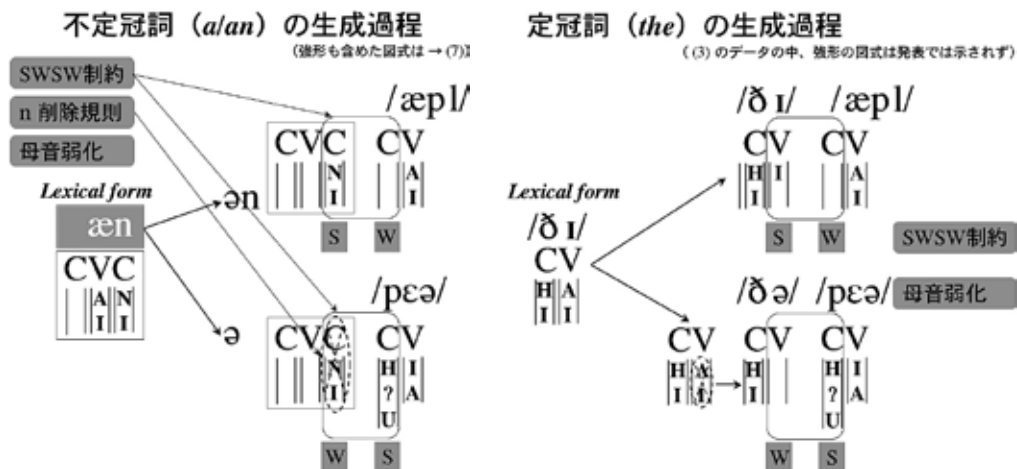


こうした立場に対して、TM 方式は、変更規則は文法内規則では想定してもしなくてもよいのではなく、原理上禁止されるとする立場である ((0a, c, e))。つまり、文法内規則のレベルで変更規則を想定するような文法理論は、文法の構築の仕方が間違っている、という主張である。

- (8) なお、(3) の the [ð] の説明の際には氏自身が「速いスピードの発話では」といった趣旨のコメントを(当のコメントのもつ理論的意味合いに気づいているか否か定かではないが)加えている。さらには、発表会場のフロアにいた母語話者二人の間で、強形の the の発音に関して見解が分かれたという点も興味深い。一人 (Tom Gally 氏) は「自分では [ðɪ:] とは発音しない。[ðʌ] だ」、もう一人 (Neal Snape 氏) は「[ðɪ:] と発音するかもしれない」といった微妙な反応であった。このことも、この種の強形が性質上「引用形」であって、通常形とは理論的位置づけ・資格が異なる、と考えればこそ自然な形で説明がつくケースであることを示すものと考えられる(註(20)も参照のこと)。不定冠詞の a [éɪ] も、「引用形」(でいわゆる綴字発音)と見るのが妥当であろう。日本語でも、例えば「時計 (toke:)」と発話したのを相手が聞き取れなかった場合、「to·ke·e」と復唱する人と「to·ke·i」(綴字発音)と復唱する人とがいるのと同様である。「to·ke·e」も「to·ke·i」も「引用形」である。a [éɪ] も the [ðɪ:] も少なくとも出自が綴字発音であることは明らかである。(ただし、「綴字発音」が理論構築のヒントになる場合もある。Cf.(11)の分析。)なお、N 案では「強勢付与規則 (/æɪn/→[æ̀ɪn], /ði:/→[ðɪ:] [ð̃ɪ:])」の理論的資格が不明である (cf.

② 次に (0a) の問題点について。N 案は、冠詞の基底形式に関しては、かつての構造主義張りの原音素 (archiphoneme) やそれを彷彿させる Underspecification 流の表示 (cf. (0c)) を多とはせず、実現形の中のいずれかを基本形に据える立場に与する⁽⁹⁾。しかも、それが現行の流行りなのだと主張する (cf. (0d))。具体的には、(6) のように想定することになる。

(6)



しかしながら、この想定事項には種々問題がある。第一は概念上の致命的な問題である。即ち、N 案が基本的に生成文法流 IP 方式 = 変更規則方式に依拠しているという点である。ここで若干歴史を遡るなら、勢い盛んな生成文法 (IP 方式) は、構造主義 (IA 方式) の排撃に急なあまり、「変更規則」を信奉・援用し、次の「論理」に気がつかなかった。つまり、「変更規則を共時態 (文法内規則) に想定することは即ち通時態 (文法間規則) の共時態 (文法内規則) への持ち込みに繋がる」という論理を自覚することができなかった。しかし、もう少し中立的な立場にいた Hokett (1954, 1955) 等はこういった論理に気がついていた (高橋 (1995, 2005), 本稿の註(10) も参照)。さらに言うなら、高橋 (2010b: 95) でも指摘したように、「ときに見られる理論レベルの誤解の例として、構造主義を悪者に見立てた上で、生成文法という「正義の味方」がこれを成敗した、といった勧善懲悪風史観に立つ向きがあるが、文法史観として単純化し過ぎである。」(0d) でも指摘したように、「科学的理論は時

(14), 註(10) が、発表ではこの点に関する言及がない。これに対して T 案では、この点は明解である。相手が誤解した言語形式を「引用形」として正す場合、強勢 (ただし対称強勢ないし強調強勢) が置かれるのは極めて自然だからである。

(9) このことは、「共時態 (文法内規則) に変更規則を持ち込む」=「共時態 (文法内規則) に通時態 (文法間規則) を持ち込む」ことを意味する。(cf. (0a))

代と共に直線的に進展する」訳ではないのである (cf. 註(5))。次節では、「派生非依存文法 (derivation-independent grammar)」（TM 方式—T 案もその 1 つ）vs. 「派生依存文法 (derivation-dependent grammar)」（IP 方式—N 案もその 1 つ）という観点からこの問題をさらに追究することにする。

③ 次の問題点は、N 案の想定する基底形式が形式横断的・汎形式的・総花的であるという点である。(7) を見られたい。

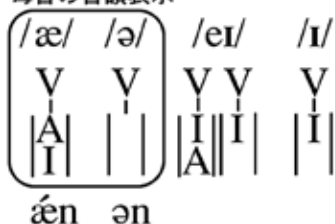
(7)

分節内表示：エレメント（音韻素性） (cf. ④)

Elements	Typical acoustic corelates in nuc	Onset	Nucleus
[I] dIp	central spectral energy mass (convergence of F1 & F2)	palatal, coronal POA	front vowels
[U] rUmp	low F1 coupled with high spectral peak (conv. of F2 & F3)	labial, velar POA	rounded vowels
[A] mAss	low spectral peak (convergence of F1 & F2)	uvular, pharyngeal POA	non-high vowels

Elements	Typical acoustic corelates in nuc	Onset	Nucleus
[H] high	aperiodic energy (noise)	aspiration, voicelessness	high tone
[N] murmur	broad resonance peak at lower end of the freq. range	nasality, obs voicing	low tone, nasality
[?] edge	abrupt and sustained drop in overall amplitude	oral/glottal occlusion	creaky voice (laryngealised Vs)

母音の音韻表示



不定冠詞 (a/an) の生成過程 (cf. (6))



こうした基底形式を想定する立場では、どれだけ意識的かはともかく、例えば /æ/ なら /æ/ を含んだ語彙項目が等しく（つまり、形式横断的・汎形式的・総花的に）同一表示形式を有する、という大前提に立っている。しかしながら、少し考えれば明らかなように、この前提は著しく非現実的である。例えば、about の a と local ~ locality の a とは、一部同じ音形を共有してはいるものの、性質を全く異にしていることは明らかである。つまり、about の a はいついかなる場合も、基底から表層に至るまで「a」である (/ə/→[ə]) のに対して、local ~ locality の a の方は、交替を示す ([ə]~[æ]) 以上、どのような理論的枠組に立脚するにせよ、基底形式を about の a の場合と同じように想定する訳にはいかない。つまり、いわゆる音韻レベルの単位といえどもその表示は、形態音韻レベルの考察を抜きに、純粋に音韻レベルのみを考慮して設定することは、そもそも不可能なのである。この抜き差し難い基本的

な点が認識されていれば, about の a と local~locality の a とに異なる基底形式を想定するという立場への抵抗はなくなる筈であり, さらに進めば, (about の a の場合と異なり) local~locality の a に対して, 何らかの原音素的基底形式を想定するという立場への抵抗もなくなる筈である。不定冠詞の a~an に関しても, 基本は同じである。(まず, N 案のいう「強形」を(異形態ということ)で別扱いにすれば(次節①参照),) 不定冠詞の a~an (次節②の(9)参照)と, about の a と, local~locality の a と, さらには famous (敢えて引用形として発話するのではない通常の発話での) [eɪ]~[ɪnfəməs] [ə] の a (註(13)参照)とは, 全て「別物」である。(net の n と autumn~autumnal の n も「別物」, bet, bomb~bombard の b と bomb~bombard の b も「別物」である。しかも, T 案では, N 案流に autumn に「n 削除規則」を想定することも bomb に「b 削除規則」を想定することも不要である。)

さてここから大きく道が別れる。まず, 「別物」であるものに対して「同一」の音韻基底表示を形式横断的に想定しようとする枠組 (e.g. N 案) に則った場合。この場合, 半ば必然的に, その「ひずみ」は様々の変更規則が文法内に必要とされる事態として顕現することになる。これに対して, TM 方式 (e.g. T 案) に則った場合。この場合, 「別物」は基底形の段階で素直に「別物」として表示されるために, 余計な変更規則は不要となる。もう少し厳密な言い方をすれば以下のようになる。獲得過程の幼児は, 交替を示さぬ形式と交替を示す形式とを(無意識裡に)まず弁別し, 交替を示す形式に関しては, 交替の事実を(無意識裡に)確認した時点で直ちに, (文法内に変更規則が設定されるのではなく, 変更規則が文法内に混入しないようにするための原理「非弁別性原理 (Nondistinctness Principle)」)((0e), (14)が直ちに発動して)表示そのものを設定し直す=最少指定表示形として設定し直す(この操作が獲得過程レベルでの文法間規則 (cf. 註(2), 図(2)))と考えるのである。この操作を獲得過程で絶えず繰り返してゆくことが即ち言語獲得に他ならないと考える, というのが TM 方式の獲得理論である (高橋 (1995, 1996a))。これに対して, IP 方式 (e.g. N 案) は, 交替のデータに接しても, 基底形はいじらずに=個々の音韻表示 (e.g. (7)の左下)は形式横断的に同一のままにしておき, 代わりに, その度ごとに文法内に変更規則を新たに追加し続けてゆく, という獲得理論を想定していることになる訳である⁽¹⁰⁾。

(10) ここで, 以下のような反論があり得る。(7)の左下を見るなら, 不定冠詞 a/an に関し, /æɪn/ と /ən/ とを想定しているのではないか。これは, 形態音韻レベルの考察をしていることの証左である。と。しかしながら, この反論は成り立たない。まず, N 案では不定冠詞の基底形としては /æɪn/ のみを設定しているのである。(①で指摘したように, この形式はメタのレベルが異なる「異形態」と見做した方がよいというのが本稿の立場ではあるが, 話を先に進めるために, この点はここでは敢えて措いておこう。)それに対して [ən] の方は, (母音弱化)規則が適用された結果派生される, あくまで弱形(の一つ)の表示なのである。つまり, 「基底として /æɪn/ と /ən/ とを想定している」のではなくて, 「/æɪn/→[æɪn], [ən]」という関係である。

なお, N 案では [ə] に関し, 以下のエレメント表示を想定しているが, この点に関して二点だけ指摘しておきたい。

④ 最後に取り上げる問題点は、(7) 流の基底形の設定が基本的に「音響信号のパターン」にその基盤を置くと大仰に主張される点（「エレメント理論」）である。しかしながら、言語音は、空中を伝播する音響信号の段階だけが重要なものでは当然ない。他に少なくとも調音の段階や知覚・聴覚の段階が考慮されねばならない。加えて知覚・聴覚の段階には（あるいは調音の段階にさえ）心理的な因子もまた関与する。音声学・音韻論が現時点でこうした各段階に関する知見を詳細に明かにする段階に至っている訳ではもちろんないが、いずれにせよ、音響信号のパターンに基づいているから科学的だとか、信頼が置けるなどと短絡できるほど言語音の世界は甘くない⁽¹¹⁾。しかも、前パラグラフで述べた形態音韻的な考察が関与する部分に関しては、音響信号のパターンはなおいっそう間接的な重要性しか持たないことは明らかである。加えて、(1b) で触れたレジスター・発話速度、通常形 vs. 引用形（メタ用法）といったパラ言語因子までもが



第1点。こうした一種の「無指定表示」は、精神としては実は、T案の「最少指定表示」と概念的に繋がるものである。両者の違いは、たとえば、T案では、変更規則混入回避のための道具立てとして基底に設定するというのが「最少指定表示」想定の原理的動機づけであるのに対して、N案ではこの概念をそのような意味合いをもった道具立てとしてではなく、かつ、一般に基底形・表層形を問わずに設定している、という点である。要は、両枠組を隔てている壁は「発想の違い」という（低い）壁に過ぎないのである。この壁を超えたT案では、さらに、後程(9)等で見えるように、分節音のレベルを超えて（e.g. CV-tier 上の「遊離要素」）この概念を設定する訳である。第2点。N案では /ə/ [ə] を上記のように表示するとは言っても、この「無指定表示」は当然のことながら「無音」を意味する訳ではない。いわゆる「曖昧母音」を理論的に表示した表記法なのであって、そのような音価として解釈されるという規約を前提とした上での、ある種「抽象的な」表示な訳である。このレベルの「抽象性」は認めるけれどもT案の「最少指定」という「抽象性」は認めない、というのは、やはり、N案が「発想の違い」という（低い）壁を越えられないからに他ならない。両枠組の「抽象性」に関する線引きには、確固とした理論的根拠がある訳ではないのである。否むしろ、共時態（文法内規則）に「変更規則」などという「抽象的」な理論構成物を想定する理論の方がよほど現実離れしている。その証拠に、例えば現在の英語の音韻部門に話を限ったとしても、規則は一体幾つあるのか？（(14)では冠詞の説明だけでも「母音交替規則」「母音弱化（| AI | 削除）」「n 削除規則」を想定している。同じ伝で *autumn* にも「n 削除規則」を想定し、加えて、例えば *bomb* には「b 削除規則」を想定する、という具合にデータをあげる度に、どんどん規則を設定してゆくのか？）規則は幾つあるのが適正な個数なのか？（幾つまでなら許されて、幾つを超えたら「削減」され、幾つまで減ったら「拡充」されるのか？）規則間の順序づけの問題はどうするのか？（因みに、N案では、「SWSW 制約」「母音弱化」「n 削除規則」「強勢付与規則（/æɪn/→[æ̃ɪn], /ði:/→[ð̃i:] [ð̃i:]）」に関しては規則間の順序づけに関する言及が全くない。順序づけはあるのかないのか？あるとすればどのような順序づけか？ないとすれば、一斉に適用するのか？その場合、一斉適用を保証する原理は具体的にどのような原理なのか？）、通時態で想定される変更規則と共時態で想定される変更規則の「異同」に関してはどう考えるのか？両者は質的に同じか違うのか？違うとしたら、どのように違うのか？等々といった類の問に対して、原理に基づいた解答を果たして用意しているのであろうか。あるいはそもそも用意できるのであろうか。用意していない、もしくは用意することができないのであれば、「規則アプローチ」はその時点で現実には破綻していると見てよい。これに対してTM方式では、例えば連結線の有無、CV-tier 上の要素の種類、等にはしかるべく制約が課される。

- (11) エレメント理論では(7)に見るように音響と調音との相関を把握している、と主張されるかもしれない。この点に関しては次節参照。また、註(5)でも触れたが、Dresher (2009) の pp. 4-5 にまたがるパラグラフも参照のこと。なお、N案でも発表の後半で知覚や産出の問題に触れている。しかしながら、そこでの議論は日本人に対する英語の発音教育にまつわる応用言語学的な知見であって、(7) 流の表示に直接関わるような理論上の問題ではない。

関与してくる。不定冠詞 a を引用形でなくとも [eɪ] と発音する個人語すらあり得る。要するに、言語音は複数の段階・側面から同時に眺めねばならない、というシビアな課題が我々には突きつけられているのである。しかしながら、この大きな問題に取り組む際の「手掛かり」程度なら、現段階でも多少は構想することが可能である。このことは次節で少しばかり触れることになる。

2. 高橋 (2000, 2009) = T 案

本節では、英語の冠詞の(形態)音韻上・音声上のふるまいに関する説明方式として、種々問題点を抱えた前節の N 案に対する代案として、高橋 (2000, 2009) の立場 = T 案を概観し、その妥当性を確認する (①-④)。

① (0b) の問題点から見てゆく。N 案の (3) に関しては、T 案では次のように考える。まず、前節で触れたように、不定冠詞にせよ定冠詞にせよ冠詞の発音に関する N 案の強形 vs. 弱形は、T 案ではメタのレベルが異なる異質のものと考え、同じ土俵では扱わない。冠詞に関する音声・音韻理論がまず説明すべきは無標の後接語 (proclitic) である弱形の方であって、強形はメタの度合いが 1 つ上がった有標の引用形と見る。つまり、両者にはそれぞれ異なった原理が関与しているのであり、それを同列に扱うことは、事の本質をかえって見失うことになるものと考え。具体的には、T 案では弱形と強形を異形態の関係にあると見る。T 案の則る TM 方式では「無原則な異形態の設定」は排除される (註(7)) のもの、いまここで見ているような、しかるべき動機づけが存在するケースではその限りではないと考える。ただし、同じく弱形ではあっても、通常の(無標)音節構造に抵触する the [ð] の場合は、レジスター and/or 発話速度の違いによる揺れであって、これもまた通常形を司る因子とは別の因子によって説明さるべきもの、即ち、ここでは相対的に抽象度の低い音声実現レベルで扱うべきものと想定する ((4), (14))。このレベルはいわゆる構造保持制約 (Kiparsky (1982a, b, 1985)) のタガが外れるレベルで、例えばレジスター and/or 発話速度といった「パラ言語因子 (paralinguistic factors)」が関与するレベルの現象を説明する目的で補助仮説として設定された概念であり、やはりそれなりのしかるべき動機づけを有する道具立てである⁽¹²⁾。以上を要約するなら、少なくともいま見ている冠詞の事例は、「異なった因子が司っていると

(12) 通常の(無標)音節構造に抵触するケースという意味では、comfortable [kʌmfətəbl̩] に対する [kʌmfətəb̩] といった発音もこのレベルで生起すると考えてよい。なお、筆者が現在温めている論考では「音声実現のレベル」の出力形は必ずしも雑多な音形のみが得られる訳ではなく、それなりの一般的な規則性を有するものは、「このレベルで適用されるひな形」によって把握さるべきものと考えており、かつ、このレベルでさえ変更規則は不要 ([ð] さえも母音削除は不要) と見る。

見做した方が最終的に各因子内の記述が統一的で簡潔になることが判明する事例]であって、従って、しかるべく因子分解をした方が現象をよりよく把捉できるケースに相当すると見做す、ということである。具体的には (8) のようになる⁽¹³⁾。

(8)

無標のケースとして、(i) 通常の弱形のケース：a[ə] an[ən] the [ðə] [ðɪ]

有標のケースとして、(ii) 強形=引用形のケース：a[éɪ] an[éən] the [ðí:]

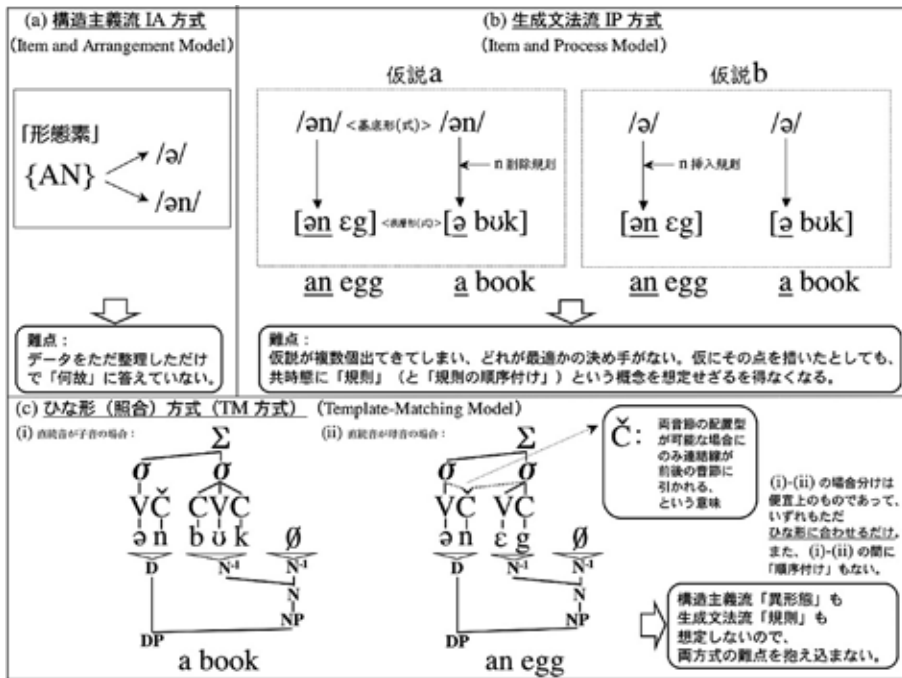
(iii) 特定の音声実現形=弱形の一部のケース：the [ð]

② 次に (0a) の問題点について。N 案は、冠詞の基底形式に関しては、実現形の中のいずれかを基本形に据える立場に与する ((6), (7))。このことは、「共時態 (文法内規則) に変更規則を持ち込む」=「共時態 (文法内規則) に通時態 (文法間規則) を持ち込む」ことを意味する (前節および註(9))。これに対して、TM 方式を援用する T 案では、このことは原理的に禁止される。代わりに、T 案では、「非弁別性原理 (Nondistinctness Principle)」が発動して、原音素的な概念を理論的に拡充・発展させた一種の Underspecification (最少指定基底表示形/必要最小限指定基底表示形) が設定されると想定することになる。(cf. (0c, e), 註(4), 図(14)) まずは、不定冠詞 (9) のケースから見る (定冠詞のケースは (12) 参照)。(なお、統語構造上の DP に関しては、註(16) も参照のこと。)

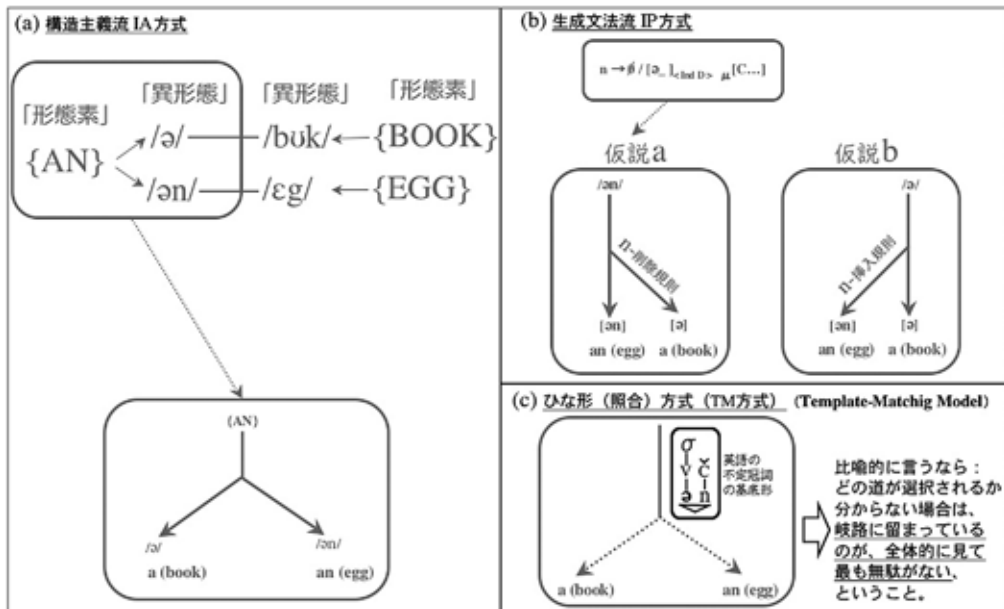
(9) では、無標のケースである弱形の不定冠詞 a/an に関し、異形態も変更規則も援用しない説明が可能となっている点に注目されたい。つまり、「共時態 (文法内規則) に変更規則を持ち込むことなく」=「共時態 (文法内規則) に通時態 (文法間規則) を持ち込むことなく」文法を構築しているのであり、「変更規則は文法間規則のレベル、指定規則は文法内規則のレベルにそれぞれ所属するという形で文法間規則と文法内規則とを峻別する」(註(2)) という、図 (2) の奉ずる原理を遵守しているのである。利点をまとめるなら、以下の (9) のようになる (高橋 (2000: 107) の autumn ~ autumnal の分析も参照)。

(13) (ii) の a [éɪ] を引用形と見做すという点に関しては、交替 famous [eɪ] ~ infamous [ə] に観察される交替形 [eɪ] と対比させて考えると分かりやすい。famous [eɪ] は (通常の発話では) 引用形ではない (無論、敢えて引用形として発話する可能性 [éɪ] を排除するものではないが)。なお、図 (14) でも指摘したとおり、N 案では定冠詞の強形の [ðí:] と [ðí] に関しては、データは示すものの (3)、これに対する明確な理論的説明がなく、立場が判然としない。

(9)



↑上の3方式を別の観点から図式化するなら以下ようになる。↓



- (9') a. 異形態を援用していない。
- b. 変更規則を援用していない。

- c. a~an いずれにも特権を与えていない。
- d. a~an のうち子どもがいずれを先に獲得するケースであってもまかなえる。

(6) の下で指摘した点を敷衍するなら、高橋 (1995, 2008, 2010b) でも指摘したように、筆者の TM 方式 (T 案もその一つ) という枠組が (大人の文法に関して) 「派生非依存文法 (derivation-independent grammar)」であるのに対して、IP 方式 (N 案もその一つ) は規則適用が大人の文法獲得後も一々の発話の度に行なわれる「派生依存文法 (derivation-dependent grammar)」である。こうした文法は、非現実的な、妥当性を欠く理論となってしまう点に留意されたい⁽¹⁴⁾。「大人の文法獲得後も一々の発話の度に規則適用が行なわれる理論」というのは、単に「無駄が多い」と形容されるレベルを超えるものであり、有り体に言うなら、「共時態 (文法内規則) の理論としては、実質獲得したことはない文法」ということである⁽¹⁵⁾。(OT 理論もこの点では基本的に同軌であり、究極的には「変更規則」を聞こえのよい「制約」で置き換えただけの枠組に過ぎない。Cf. 高橋 (1995, 2000), 本稿註(3).) ここで、高橋 (2010b: 註(6)) も以下に引用しよう。「無論 TM 方式でも「ひな形照合操作」自体は派生の度ごとに行なわれるものの、この操作は、変更規則適用操作と異なり、基本的にコストレスな (もしくはコストレスに限りなく近い) 操作と想定される。対して、変更規則適用操作は、そもそも、脳内に多数の規則 + 規則の適用順序を保持し続けねばならないという静的コストに加え、実際の規則適用の際にも、多数の規則の中から当該規則を走査し選択するコスト (+規則の順序づけを遵守しつつ適用するコスト) という動的コストがかかる蓋然性がある。加えて、IP 方式では、基底表示から表層表示に至るまでの派生の間、規則適用の度に表示の変換が行われるという (TM 方式には不要な) 「紆余曲折」を経ることになる。」

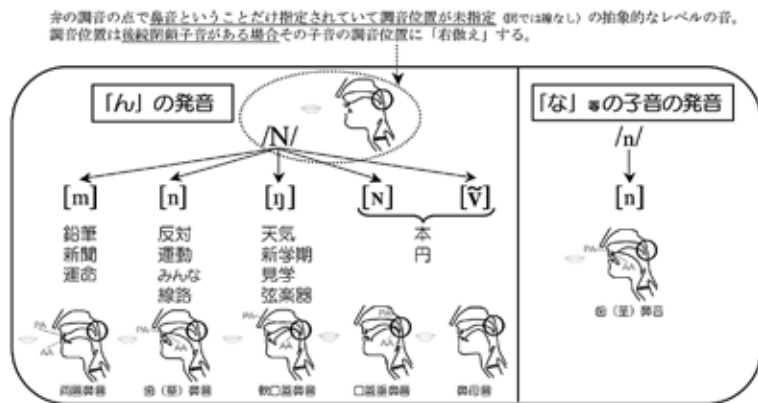
N 案では、本来なら無標と考えてよい弱形さえも含めた全ての実現形が、一々必ず /æŋ/ といった有標の基底形から始まるとするのである。必然的に「紆余曲折」を経る (変更規則による表示の変換が行なわれる) 場合が多くなるという事態が生ずることとなる。にも拘わらず、N 案ではこうした基底形式は「頻度こそ低いが頭の中ではむしろ基本」とまで主張するのである。皮肉なことに、人はときに、こうした一見逆説的なものの方がかえって学問魂を

- (14) ここで那須川氏はおそらく「いや、N 案では派生という概念をそもそも想定しない」と反論されることと思われる。しかしながら、ここでいう派生は (「基底形式から表層形式を導く」といった、OT でさえも依拠する概念をも含めた) 「広義の」概念である。
- (15) 「言語現象が規則性を有する」ということと「言語理論が変更規則を想定する」ということとを同列に考えてはならない。前者は後者を含意すると短絡する人がいるが、両者は基本的に別次元の話である。TM 方式も「言語現象が規則性を有する」ことは当然認めるが、その規則性を「ひな形 (への照合)」という道具立てで捉えようとするのである。「変更規則」を認めるのは「文法内規則」のレベルにおいてのみである。

くすぐられるようである⁽¹⁶⁾。しかしながら、まず第一に、仮に頻度のことを措いたとしても、①で指摘したように、[ér] や [éən] といった有標の形式は、引用形として別扱いの方が妥当である。第二に、冠詞について頻度のことをまともに考察の対象としないというのは、英語のような言語の場合、純理論的な考察を離れて考えても、実際問題としてはかなり非現実的な選択肢となる (cf. <<http://jbauman.com/gsl.html>> では、the が頻度 1 位、a が 5 位)。非常に高頻度の形式 (1 文中に複数個という事態も希ではない) に発話内で遭遇する度に規則を適用し表示の変換を行なうような図式を主張する理論には、筆者は与し得ない。

③ 次に、N 案の想定する基底形式が形式横断的・汎形式的・総花的になってしまっているという点について (cf. (7))。T 案ではそもそもこのような前提に立たない。理由は明快で、(7) の下で述べたように、形態音韻構造に配慮しない音韻表示は言語音の構造として非現実的だから (高橋 (2005a, b, 2008, 2009)) である。分かりやすく日本語の例で考えてみよう。(10) を参照されたい⁽¹⁷⁾。

(10)



(16) 統語論の分野で、かつての NP が発想の転換により DP であるとの再解釈を受け、現在主流の想定事項になっている事態が想起される (cf. Abney (1987))。しかし、「Det の方が主要部」という見方は、本来統語部門プロパーというより、談話文法や語用論の領域で適用すべき想定事項であると思われる。Det のもつ機能はそうした領域での機能が本来と考えられるからで、これも因子分解の問題である。因みに、こうした流れとは別に、統語部門では NP を NP のままにしておくという枠組もある (cf. Culicover and Jackendoff (2005))。本稿でも便宜上図 (9)、(15) で DP という表記はしたが、NP か DP かの問題自体にはコミットしていないので、そのつもりで参照されたい。(DP 仮説は一種の「エレガントさ志向」と見られるが、同じく「エレガントさ志向」の代表格に「二項枝分かれ」がある。しかしこれも、例えば、Sunday, Monday, … and Saturday といった記号列を、万人に納得のゆく形で二項枝分かれで分析し尽くすことは不可能であろうし、一般に文に含まれる記号列が長くなるほど統語構造が「深く」になってしまう点にも注意されたい。)

(17) 図 (10) の左では、口蓋垂鼻音 [N] が初期値 (default) である。また、[ŋ̥] は /N/ が直前の母音に重なって実現した場合 (調音結合 (coarticulation) の極端なケース) であって、特定のレジスター and/or 発話速度でのみ実現する有標のケースである。

図の左の「反対・運動・みんな・線路」の「ん」が [n] (歯(茎)鼻音) で実現するからといって、これを図の右の「な」等の子音 [n] と一視同仁できるであろうか。なるほど実現形レベルでは同一視できるかもしれない。しかしながら、図からも明らかなように、両者は日本語の音体系、いや、さらに厳密に言うなら日本語の形態音韻体系に照らして見た場合、明らかに「別物」であって、基底形式も従って別様に設定すべき要素と考えねばならない。具体的に言うなら、「な (e.g. 「名」)」等の子音 [n] は最初から最後まで「n」である (/n/→[n]) のに対して、「反対…」の [n] は後続子音 (= 歯(茎) 音) に右倣えした結果たまたま [n] として実現した音に過ぎず、後続子音の如何によっては [m] 等とも潜在的には実現し得た、いわば「曖昧な」音である、といった体系上の根本的な違いがある。図の左で便宜上 /N/ で表記した「抽象的な音」が、原音素的概念を発展させた Underspecified entity (最少指定基底表示形/必要最小限指定基底表示形) であり、口腔断面図にも示したとおり、「未指定部分を内包した音」という訳である。賢明な読者は既にお気づきのように、こうした未指定部分を想定するのは、他にもなく理論上「共時態(文法内規則)に変更規則が混入しないようにする」ための方策である。ここで興味深いのは日本語の正書法で「ん」で表記される「音」がまさにここに見る「抽象的な音」であって、出力レベルの「具体的な音」ではない、という点である。鍵概念となるのは、音体系というよりも個々の語彙項目が何であるかという因子まで勘案した形態音韻体系であるという点である。正書法の「ん」は言わばこうした直感を書記体系上表すための工夫であって、音声実現形を直接反映したものではないのである。

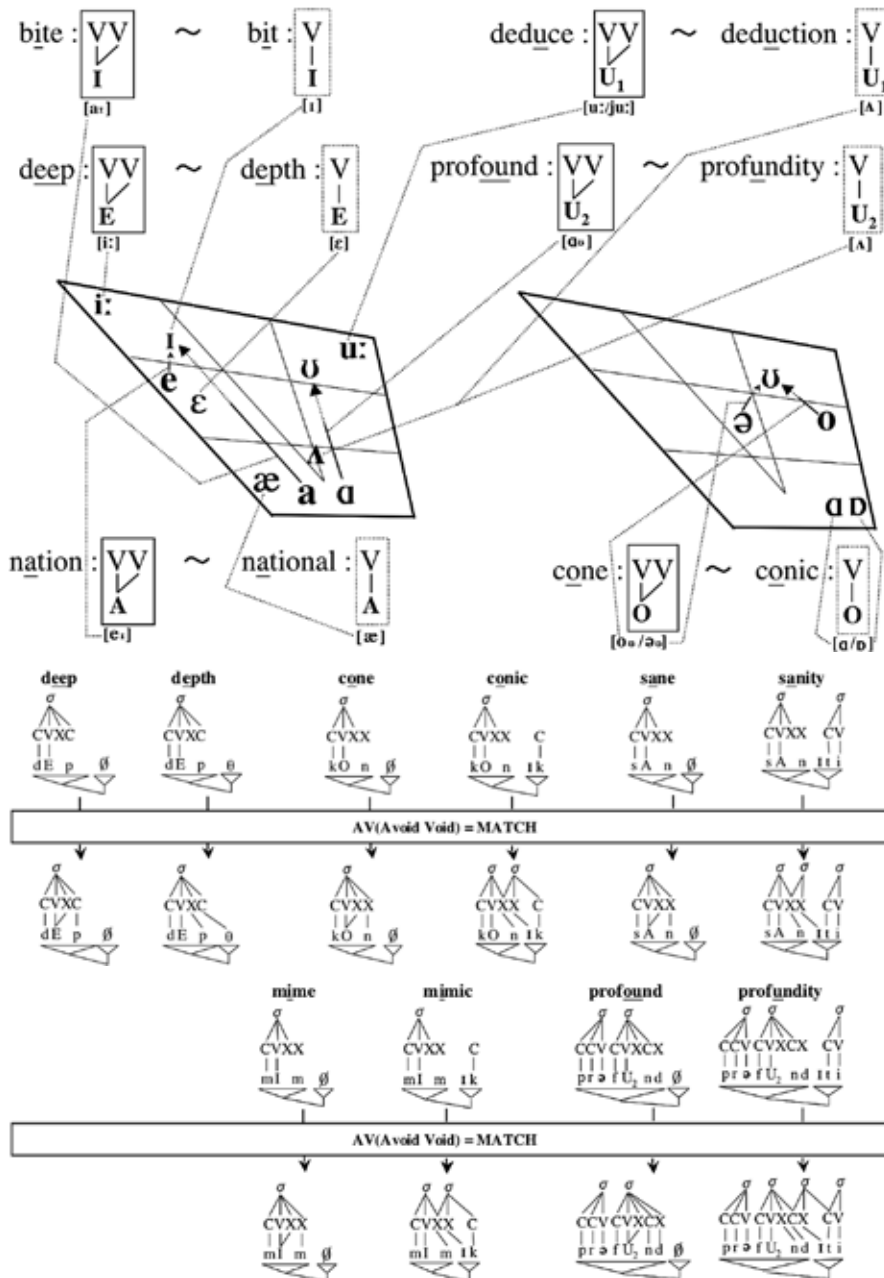
一般に、音声実現形を直接反映した正書法というのは、一見合理的に見えて実は現実味のない (unfeasible) ものとなることが知られている。綴字と発音との対応関係がかなり複雑ということで悪名の高い英語でさえ、divine~divinity, autumn~autumnal, bomb~bombard に見る如く、形態音韻体系を反映した書記法を可能な限り採用しているのである。因みに、以下の分析例 (11) を参照されたい。

いずれにせよ、(7) 式の「形式横断的音韻レベル基底表示」ではまかないきれない体系上の視点=形態音韻の視点が必要とされる所以である。換言するなら、こうした「形態音韻体系上要請される抽象的な音」というのは、「音韻レベルの基底表示 (e.g. (7)) しか射程になく、かつ、出力レベルを1つしか想定しない音韻・音声理論」(N案等) では説明が困難となる要素である、ということである。例えば、(6) の不定冠詞の /æɪn/ → [ə] の分析を参照されたい。N案では /p/ という子音の直前で /æɪn/ の /n/ が「削除される」と主張しているのであるが、では in Paris はどうか。/ɪn/ の /n/ は「削除されない」ではないか。N案支持者は「いや、それは不定冠詞ではないからだ」と主張するかもしれない。しかし、そのように主張す

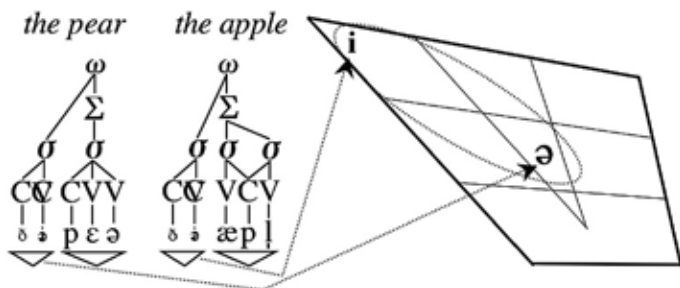
る段階で既に「不定冠詞 /æn/ の /n/ と前置詞 /in/ の /n/ とを別物と見ている」訳であり、このことは他でもなく「形態音韻的視点の必要性」を認めていることになるのである。(不定冠詞の理論的資格に関してはさらに高橋 (2000) も参照のこと。)

次に定冠詞のケースを見よう。(12)を参照されたい。

(11)



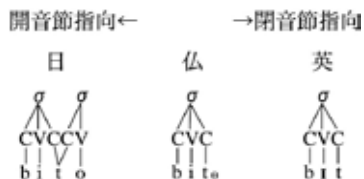
(12)



まず、N 案のいう「強形」をここでは異形態として別扱いにすれば (① 参照), the の弱形の交替 [ðə]~[ðɪ] に関しては T 案では以下のシナリオを想定する。ここでの鍵概念は「音韻語内の聞こえの輪郭・配置型 (sonority profile: SP)」である。「後接語 (proclitic)」である the は定義上直属要素と一緒に「音韻語 (ω)」という領域を構成するが、この領域では、連鎖 (i) the + 子音始まり (pear, man, etc.) と連鎖 (ii) the + 母音始まり (apple, enemy, etc.) とがあり得る⁽¹⁸⁾。一般に音節の連鎖は SP の点で「山と谷」が交互に繰り返されるものに他ならないが、(i) の場合はこの点問題ないものの (ii) の場合環境上このままでは the の母音 + 母音という連鎖 (hiatus) が生じてしまう。この潜在的 (ではあるが絶えず予測可能な) 危険性・難点を少しでも回避・解消し、SP を整えるための方策として、英語という言語では the の母音に実現形として「聞こえの度合いの異なる」2 つの形式を語彙的に用意した。この 2 つの実現形が他でもなく (母音寄りの) [ə] と (子音寄りの) [i] とである。ただし、この「2」母音は抽象的な「1」母音の 2 つの実現形に他ならない⁽¹⁹⁾。——以上のシナリオを

(18) 「/j/ 始まり」が「子音始まり」か「母音始まり」かに関しては、方言差も含め、高橋 (2009) 参照。

(19) N 案 (6) 流に「母音弱化 (|AI| 削除)」という「変更規則」を想定するのではない。母音始まりの要素に抽象的な「空の」Onset を想定するのではない。(ただし、cf. (15) の hêtre の C) 本文で述べたような形で「SP のひな形」に照合・合致させる結果、基底で領域を広く指定された要素が、環境の違いに応じて、[i] もしくは [ə] へと狭く指定されてゆくのであって、他の音に変わるのではない。なお、「SP」という概念は、他の領域でも確認し得る。例えば、独仏のアルファベットの発音に注目すると、c: [tse:], [se] vs. f: [ɛf], [ɛf] という具合に、母音終わりの方が子音終りの場合よりも相対的に「狭い/高い母音」=「聞こえの度合いの低い母音」で締めくくられていることが分かる。これは、母音で終わってしまうケースでは、せめて多少なりとも「聞こえの度合いの低い母音」で締めくくることによって「音韻語内の聞こえの輪郭・配置型」≡「(ここでは) 音節の山の形」を整えようとする無意識の意識の現れであると考えられる。因みに、開音節性/閉音節性というスケール上で見ると、日仏英は以下のように配置可能である。



(仏の [ə] が「(形態) 音韻レベル」で既に入っているのか「音声実現レベル」で入るのか、といった問題は、ここでは深入りするには及ばない。)

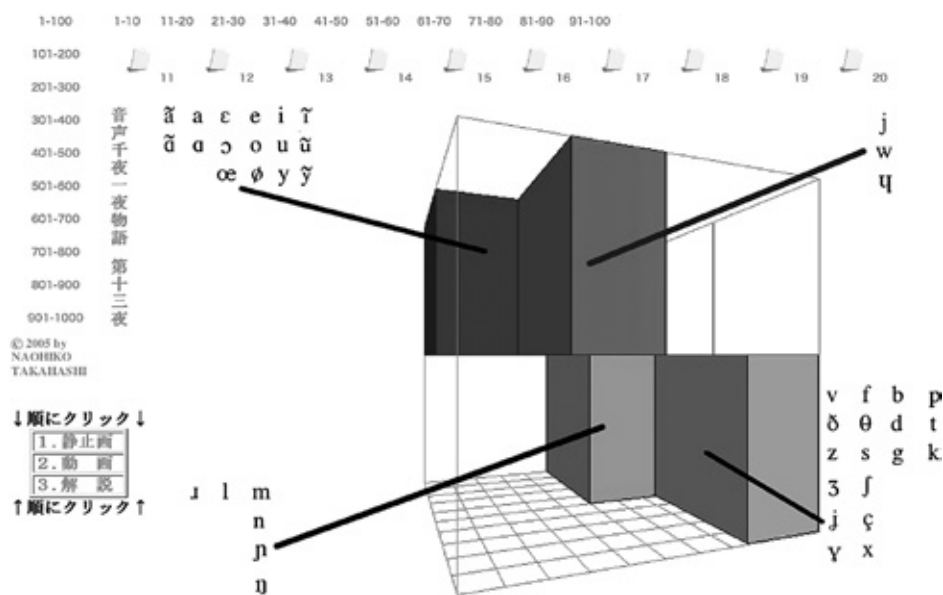
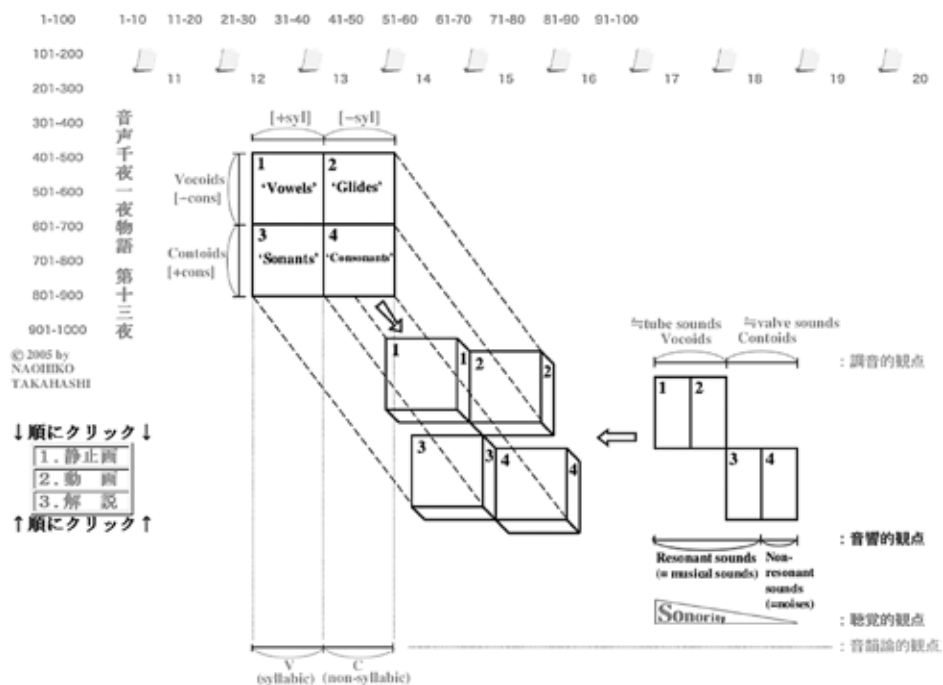
想定するのである。因みに、不定冠詞の場合 (9) は、an の [n] (のもつ「相対的に低い聞こえの度合い」) のお陰で、上記の危険性・難点が回避・解消されている、と見るのである⁽²⁰⁾。

④ 最後に、前節の終わりで触れた問題、即ち、言語音は複数の段階・側面から眺めねばならない、という難題に取り組む際の「手掛り」について、少しばかり言及することにする。以下のページを参照されたい。<<http://raspberrys.jp/>> のドアより入り→「開け語魔！コトバの不思議な世界へようこそー言語学ー」→「tab 3」→「音声千夜一夜物語」→「第十三夜」。(13) に一部示す。

ここでは骨子のみ述べる（詳細は「第十三夜」の「3. 解説」参照）。音声の分類（音声例えば「母音」や「子音」等いくつかのカテゴリーに分けること）というのは、一見基本的に簡単な作業のようであるが、実は一筋縄では行かない、非常に困難な要因が関わってくる作業である。現に、これまで多くの学者が音声の分類を試みてきたが、未だに全てに納得のゆく形の「決定打」と呼べるものはないのが実情である。それは分類に際して種々の観点から様々な基準を立てることができ、しかもそうした様々な基準に基づいた分類の結果がお互いに「ズレて」しまう場合があるからである。Web ページではこの問題に対して、3 次元的な分類基準という解決策を提案している。この基準に則るなら伝統的な分類の矛盾点は基本的に解決を見る。（逆に言うと、伝統的な試みはこうした 3 次元的な分類基準の可能性に思い至らず、あくまで 2 次元的な分類基準に無意識裡に拘泥したために、いずれも「帯に短し襷に長し」的な基準になってしまった訳である。）つまり（筆者は元々、言語構造（統合関係）に関して 3 次元的な構造を想定する立場であるが、それに加えて、）この Web ページの趣旨

(20) 図 (12) では、直感的に捉えやすくする目的で、「弱形」の the の発音を意図的に小さな記号で表している。（もちろん、不定冠詞 (9) のケースもこのように描いて構わなかった訳である。）ここではこうした表記法に heuristic な意味合いだけでなく、理論的な意味合いをも持たせている。即ち、規範文法で要請される「[ðə] + 子音」vs. 「[ðɪ] + 母音」という図式が現実には母語話者によってしばしば無視されているという事実は、the のもつ「弱形」という性質に起因せしめるという形で説明がつく、ということである。弱形であればあるほど、母音の音価の違いなどは知覚も意識もされ難くなるからである。そして、だからこそ the は「音声実現レベル」で一定の発話速度・レジスターで [ð] で実現するのであろう。（ただし、外国語として英語を学ぶ場合/教授する場合には「[ðə] + 子音」vs. 「[ðɪ] + 母音」という基本図式を承知しておく必要はあると思われる。しかしまた、「弱形は曖昧に発音される」という認識の方がそれ以上に肝要であろう。——因みに、そもそも筆者は、「the + 母音」は那須川氏と違い「[ðɪ] + 母音」と見た方が現実的な記述であろうと考えているが、この点は今述べたことからしても些末な点かもしれない。）また、註 (8) で触れた Tom Gally 氏の「the [ðɪ]」も、比喩的に言うなら、上で述べた小さな記号で表す [ðə] が卓立が置かれたため大きな記号で表す [ðɪ] になったと見ることが出来る。なお、不定冠詞の場合は、[n] という子音の出没を伴うので上述の定冠詞の場合とは話が別である。（不定冠詞の場合はむしろ、an [ən] を [əN] と口蓋垂鼻音を用いて発音することが舌足らずな非母語話者発音に繋がるという認識の方が重要であろう。）

(13)



は、言語体系（系列関係）に関しても3次元的な分類基準を想定すべし、というものである。

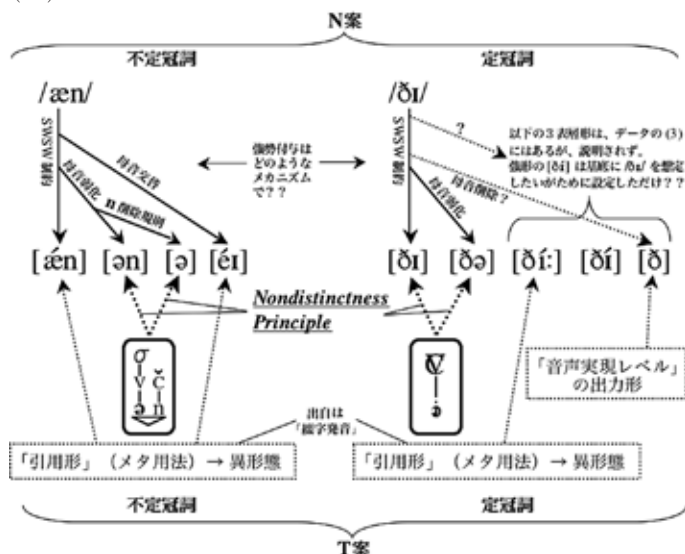
種々の要因間で「ズレ」が見られるということに関してはまた、例えば次のような「調音」と「知覚・聴覚」の間の「ズレ」の例を指摘することもできる。言語音を獲得中の幼児にとって、破裂音対摩擦音は、破裂音の方が相対的に獲得が容易である。能動調音体を受動調音体に「パンと付けて離し」破裂音を出すという動作の方が能動調音体を受動調音体に「微妙な位置まで接近させて」摩擦音を出すという動作よりも、相対的に容易だからである。例えば幼児が「ささのは、さらさら」と発音できるようになる前に「たたのは、たらたら」と発音したりするのは、「さ」の摩擦音 [s] よりも「た」の破裂音 [t] の方が発音し易いという事情による。ところが、IPAの子音表を眺めれば分かるように、英語でも他の言語でも、一般的には、獲得が容易な筈の破裂音よりも相対的に難しい筈の摩擦音の方が数が多い。普通に素直に考えれば、容易なものの数の方が多いという事態が予測されるのに、事実は逆になっている訳である。このことの理由は、「調音」と「知覚・聴覚」の間の「ズレ」ということに求められる。言語音に関して、獲得が容易とか困難とかいうことを云々する場合、「調音上」（≒「産出上」）の観点からのみ考えれば、たしかに破裂音の方が相対的に動作が容易であるというメリットがある。幼児にとって産出面の獲得は破裂音の方が相対的に容易となる所以である。しかし、破裂音はその性質上（少なくとも「出わり」の）音長が短いために、摩擦音よりも知覚・聴覚上は相対的に不利であるというデメリットも抱えている。この意味では、語彙項目を数多く弁別する（聴き分ける）手段としては（他の条件が同じ場合）破裂音よりも摩擦音の方に知覚・聴覚上 分がある訳である。これが、一般に摩擦音の方が相対的に数が多くなる所以であると考えてよい⁽²¹⁾。

3. 結 語

以上、本稿では、英語の冠詞の（形態）音韻上・音声上のふるまいをトピックとし、那須川（2010）の提唱する「変更規則方式」による説明（1節）よりも、高橋（2000, 2009）の提唱する「ひな形方式」による説明（2節）の方が妥当性を有することを①-④の諸点にわたって論証した。要点のみを述べれば以下のようなことになる。N案は⑦ 因子分解が適正でないために異質の因子が混在し、かつ④ 文法間規則を文法内規則に持ち込むという誤謬——これも一種の因子分解上の誤謬——を犯している枠組である。これに対して T案は因子分解上の誤謬⑦④を犯していないという意味で妥当性を有する枠組である。

(21) ただし、Hansson (2010: 43 (fn 4)) によれば「[...] most aboriginal languages of Australia and New Guinea lack fricatives altogether, or have only /s/, and a great number of Austronesian languages also have no more than one sibilant.」ということである。従って、本文で述べた点はあくまで含意的な傾向である。

(14)

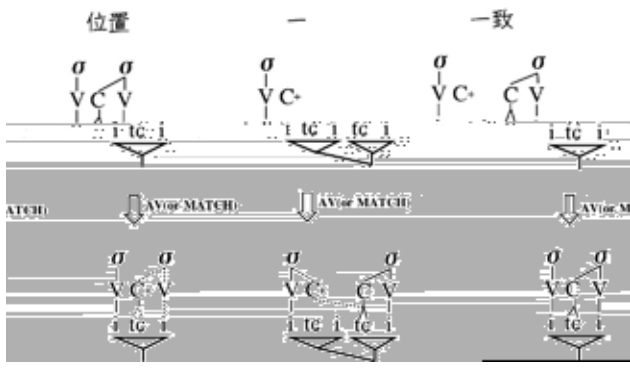


4. 補 説

本稿を締めくくるにあたり TM 方式を採用して分析可能な事例を、以下、日朝独仏のデータから一部列挙して、参考に供する。詳細は稿を改めて論ずる⁽²²⁾。

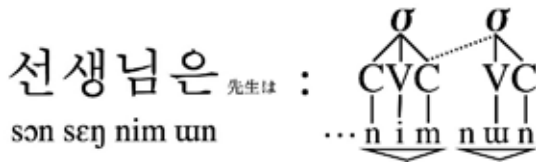
(15)

「位置」と「一」の「ち」は一見同じに見えるが、「一」の方は「-(i)g」 「-(i)k」 「-(i)ŋ」等と形を変える。



←高橋 (2005c) の illegal [il], innumerable [nn], irregular [rr] の分析と基本的に同じ。

(22) フランス語の不定冠詞の分析例は、包括的な説明とはなっていない。包括的な説明を試みる際には一部異形態を採用する必要性が生じることになる(cf. 註(7))。(ただし、異形態を用いた説明に拠るしかないという現行では思われる事例が、今後、分節素の内部構造に関する新たな知見によって、異形態に拠らずに(少なくとも一部)分析可能となる道が拓かれる可能性も皆無ではない。今後の課題である。)また、京劇では北京官話とは異なった発音が意図的に用いられることがある(軽, 请 [tʰi:n] → 轻 [kʰi:ŋ], 请 [tsʰi:ŋ])が、これもレジスターの違いに基づく一種の異形態と見做してよかろう。元来歴史的な発音を反映するものではあるが、現代の京劇中の発音(共時態=文法内規則)としては、レジスターの違いに基づく異形態と見てよい。つまり、異形態には、今後の研究如何によっては異形態としての資格が撤回される可能性のあるものと、発話速度・レジスター等の因子に基づき異形態としての資格を理論的に確立してよいものとの2種類があるということになる。



↑高橋 (2005c) の illegal [l], innumerable [n], irregular [r] の分析と基本的に同じ。

ドイツ語: 綴り字:

Kind
発音: [k^hɪnt]

意味: 'child'

音節:



形態素:

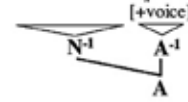
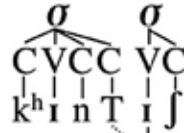
単語:



Kindisch

発音: [k^hɪndɪʃ]

意味: 'childish'

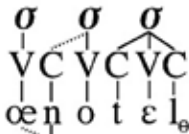


フランス語: 綴り字:

un hôtel
発音: [œ̃n otɛl_θ]

意味: 'a hotel'

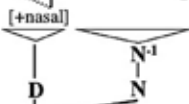
音節:



形態素:

単語:

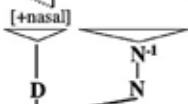
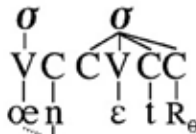
句:



un hêtre

発音: [œ̃ ɛtʀ_θ]

意味: 'a beech tree (ブナの木)'



最後の最後に, Popper (1973) *Objective Knowledge* より, 以下を引用して筆を措くことにする。(これは, 筆者自身にも向けた言葉である。)

Whenever a theory appears to you as the only possible one, take this as a sign that you have neither understood the theory nor the problem it was intended to solve.

参 照 文 献

- Abney, S. P. (1987) *The English Noun Phrase in its Sentential Aspect*, Ph. D. thesis, MIT, Cambridge MA.
- Archangeli, Diana (1984) *Underspecification in Yawelmani Phonology and Morphology*. Ph. D. thesis, MIT, Cambridge MA.
- (1988) “Aspects of underspecification theory”, *Phonology* 5, 183-207.
- Archangeli, Diana & Douglas Pulleyblank (1989) “Yoruba vowel harmony”, *Linguistic Inquiry* 20, 173-217.
- Culicover, P. W. and R. Jackendoff (2005) *Simpler Syntax*, Oxford University Press.
- Hansson, G. Ó. (2010) *Consonant Harmony : Long-Distance Interaction in Phonology*, University of California Press.
- Dresher, B. Elan (2008) “The contrastive hierarchy in phonology”, in P. Avery, B. E. Dresher and K. Rice (eds.) (2008) *Contrast in phonology: theory, perception, acquisition*, Berlin : Mouton de Gruyter, 11-33.
- (2009) *The Contrastive Hierarchy in Phonology*, Cambridge University Press.
- Hockett C. F. (1954) “Two Models of Grammatical Description”, *Word* 10, 210-31 ; Joos, M. (ed.) (1957) *Readings in Linguistics*, American Council of Learned Societies, 386-99.
- (1955) *A Manual of Phonology*, Baltimore : Waverly Press.
- Itô, J., A. Mester & J. Padgett (1995) “Licensing and Redundancy : Underspecification in optimality theory”, *Linguistic Inquiry* 26 : 571-613.
- Kiparsky, Paul (1982a) “From cyclic phonology to lexical phonology”, in H. van der Hulst and N. Smith (eds.), *The Structure of Phonological Representations*, vol. 1, Dordrecht : Foris, 131-175.
- (1982b) “Lexical phonology and morphology”, in I.S. Yang (ed.) *Linguistics in the Morning Calm*, vol. 2, Seoul : Hanshin, 3-91.
- (1985) “Some Consequences of Lexical Phonology”, *Phonology* 2, 85-138.
- Mohanan, K. P. (1986) *The Theory of Lexical Phonology*, Dordrecht, Holland : Reidel.
- (1991) “On the bases of radical underspecification”, *Natural Language and Linguistic Theory* 9 : 285-325.
- 那須川訓也 (2010) 「英語冠詞の音韻論」, 公開ワークショップ『日本人英語使用者の冠詞習得の問題点』(2010年10月30日, 於宮城学院女子大学).
- Steriade, Donca (1995) “Markedness and underspecification”, in John A. Goldsmith (ed.), *The Handbook of Phonological Theory*, Blackwell, 114-174.
- 高橋直彦 (1990) 「音韻部門におけるひな形アプローチの妥当性について」, 『英語英文学研究所紀要』, 第 19 号, 東北学院大学, 29-60.
- (1992) 「文法内規則と文法間規則について」, 『東北学院大学英語英文学研究所紀要』, 第 21 号, 東北学院大学, 33-70.
- (1995) 「現代日本語の動詞の活用」, 『東北学院大学論集 (人間・言語・情報)』 第 110 号, 東北学院大学 107-78.

- (1996a) 「(英語)音韻論に変更規則・変更規約は不要である」,『東北学院大学論集(人間・言語・情報)』第113号,東北学院大学,163-214.
- (1996b) 「英語の rhotics のふるまい」,音韻論研究会(編),(1996),『音韻研究—理論と実践』,開拓社,127-8.
- (1997) 「いわゆる -ng (-) をもつ形式について」,『東北学院大学論集(人間・言語・情報)』第117号,東北学院大学,129-172.
- (2000) 「弾音の生起環境」,『東北学院大学英語英文学研究所紀要』第29号,東北学院大学,67-114.
- (2005a) 「音韻理論における経済性 (Economy in Phonological Theory)」東北学院大学英語英文学研究所定例公開講演会(2005年9月28日東北学院大学泉キャンパス)における発表原稿.
- (2005b) 「純粋な「音韻論」は想定可能か?」日本英語音声学会 EPSJ 第7回東北支部大会(2005年12月3日東北学院大学土樋キャンパス)における発表原稿.
- (2005c) 「英語の否定接頭辞 in-, un- の形態音韻論」,『東北学院大学論集』第142号,東北学院大学,53-75.
- (2008) 「ひな形方式の適用可能性」東北英文学会(日本英文学会東北支部)第63回大会 英語学・英語教育部門シンポジウム「言語理論の進展とその応用—言語教育・自然言語処理を手がかりに—」(2008年11月24日東北学院大学土樋キャンパス)における発表原稿.
- (2009) 「英語における語頭の /j/ と語中の /j/ のふるまいの違い」,『東北学院大学教養学部論集』第154号,東北学院大学,91-103.
- (2010a) 「連濁に対する(見かけ上の)反例」,『東北学院大学教養学部論集』第155号,東北学院大学,55-68.
- (2010b) 「ひな形方式に対する(見かけ上の)反例」,『東北学院大学教養学部論集』第156号,東北学院大学,95-104.